

各審議会における報告（案）について

○化学物質審議会安全対策部会

- ・「メトキシ [2, 2, 2-トリクロロ-1- (メトキシフェニル) エチル] ベンゼン (別名メトキシクロル)」、「1, 2, 3, 4, 7, 8, 9, 10, 13, 13, 14, 14-ドデカクロロ-1, 4, 4a, 5, 6, 6a, 7, 10, 10a, 11, 12, 12a-ドデカヒドロ-1, 4:7, 10-ジメタノジベンゾ [a, e] [8] アンヌレン (別名デクロランプラス)」及び「2- (2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル) -4, 6-ビス (2-メチルブタン-2-イル) フェノール (別名UV-328)」を化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項に規定する第一種特定化学物質に指定することに伴う同法第24条第1項に規定する当該化学物質が使用されている製品で輸入してはならないものの指定について (案)

○中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会

- ・残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書改正に係る化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく追加措置について (第二次報告案)

(案)

「メトキシ [2, 2, 2-トリクロロ-1- (メトキシフェニル) エチル] ベンゼン (別名メトキシクロル)」、「1, 2, 3, 4, 7, 8, 9, 10, 13, 13, 14, 14-ドデカクロロ-1, 4, 4 a, 5, 6, 6 a, 7, 10, 10 a, 11, 12, 12 a-ドデカヒドロ-1, 4 : 7, 10-ジメタノジベンゾ [a, e] [8] アンヌレン (別名デクロランプラス)」及び「2- (2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル) -4, 6-ビス (2-メチルブタン-2-イル) フェノール (別名UV-328)」を化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項に規定する第一種特定化学物質に指定することに伴う同法第24条第1項に規定する当該化学物質が使用されている製品で輸入してはならないものの指定について(案)

年 月 日
化学物質審議会安全対策部会

標記について、以下のとおり決議する。

「メトキシ [2, 2, 2-トリクロロ-1- (メトキシフェニル) エチル] ベンゼン (別名メトキシクロル)」、「1, 2, 3, 4, 7, 8, 9, 10, 13, 13, 14, 14-ドデカクロロ-1, 4, 4 a, 5, 6, 6 a, 7, 10, 10 a, 11, 12, 12 a-ドデカヒドロ-1, 4 : 7, 10-ジメタノジベンゾ [a, e] [8] アンヌレン (別名デクロランプラス)」及び「2- (2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル) -4, 6-ビス (2-メチルブタン-2-イル) フェノール (別名UV-328)」について、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 (以下、「法」という。) 第24条第1項に規定する政令で定めるべき製品は、以下のとおり。

化学物質	法第24条第1項に規定する政令で定めるべき製品
1, 2, 3, 4, 7, 8, 9, 10, 13, 13, 14, 14-ドデカクロロ-1, 4, 4 a, 5, 6, 6 a, 7, 10, 10 a, 11, 12, 12 a-ドデカヒドロ-1, 4 : 7, 10-ジメタノジベンゾ [a, e] [8] アンヌレ	<ul style="list-style-type: none">・樹脂に防炎性能を与えるための調整添加剤・シリコーンゴム・潤滑油・接着剤及びテープ・電気・電子製品の部品・ハウジング・電気配線・ケーブル

(案)

ン (別名デクロランプラ ス)	
2- (2H-1, 2, 3- ベンゾトリアゾール-2- イル) -4, 6-ビス (2 -メチルブタン-2-イ ル) フェノール (別名UV -328)	<ul style="list-style-type: none">・塗料又はワニス・潤滑油・接着剤、テープ及びシーリング用の充填料・プラスチック用紫外線吸収剤

(案)

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書改正に係る 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく追加措置について (第二次報告案)

令和●年●月●日

第 236 回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会¹において化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 117 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 項の第一種特定化学物質に該当するものと判定された化学物質について、第一種特定化学物質の指定と併せて、以下の所要の措置を講じることが適当であることを報告する。

なお、現時点で実態が不明な点については、パブリックコメント等により、新たな実態が判明した場合、追加的に措置を講じることについても検討すべきである。

1. 第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品について（法第 24 条第 1 項）

下表に示す化学物質が使用されている製品で、今後、我が国に輸入されるおそれがあり、使用の形態、廃棄の状況等からみて輸入を制限しない場合に環境汚染が生じるおそれがある下表に掲げる製品について、当該化学物質が使用されている場合には、輸入を禁止することが適当である。

¹ 令和 5 年度第 4 回薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会、化学物質審議会第 229 回審査部会との合同会合

(案)

第一種特定化学物質	製品
1, 2, 3, 4, 7, 8, 9, 10, 13, 13, 14, 14-ドデカクロロ-1, 4, 4 a, 5, 6, 6 a, 7, 10, 10 a, 11, 12, 12 a-ドデカヒドロ-1, 4 : 7, 10-ジメタノジベンゾ [a, e] [8] アンヌレン (別名デクロランプラス)	<ul style="list-style-type: none">・ 樹脂に防炎性能を与えるための調整添加剤・ シリコーンゴム・ 潤滑油・ 接着剤及びテープ・ 電気・電子製品の部品・ハウジング・電気配線・ケーブル
2-(2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4, 6-ビス(2-メチルブタン-2-イル)フェノール (別名UV-328)	<ul style="list-style-type: none">・ 塗料又はワニス・ 潤滑油・ 接着剤、テープ及びシーリング用の充填料・ プラスチック用紫外線吸収剤

※ 製品についての表現の仕方は今後変更があり得る。

2. 第一種特定化学物質を使用できる用途について (法第 25 条)

メトキシ [2, 2, 2-トリクロロ-1- (メトキシフェニル) エチル] ベンゼン (別名メトキシクロル) については、ストックホルム条約において特定の用途を除外する規定はなく、我が国においては製造、輸入等の実績が認められないことから、全ての用途について使用を禁止する措置を導入することが適当である。

1, 2, 3, 4, 7, 8, 9, 10, 13, 13, 14, 14-ドデカクロロ-1, 4, 4 a, 5, 6, 6 a, 7, 10, 10 a, 11, 12, 12 a-ドデカヒドロ-1, 4 : 7, 10-ジメタノジベンゾ [a, e] [8] アンヌレン (別名デクロランプラス) 及び 2-(2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4, 6-ビス(2-メチルブタン-2-イル)フェノール (別名UV-328) については、他のものによる代替が困難な用途が存在しないため、全ての用途について使用を禁止する措置を導入することが適当である。